

鴨川市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月25日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第4号

鴨川市子ども医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鴨川市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（平成28年鴨川市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「15歳」を「18歳」に改める。

別記第2号様式の裏中第7項を削り、第8項を第7項とし、第9項を第8項とする。

	「		「			
	1	有効期間終了	1	転出		
	2	転出	2	生活保護受給		
別記第10号様式中	3	生活保護受給	を	3	死亡	に
	4	死亡	4	その他		
	5	その他	」			
			」			

改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。